



平成 31 年 2 月 18 日

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋市特別職報酬等審議会

会長 中山 恵子



議員の議員報酬の額について (答申)

平成 31 年 2 月 5 日をもって当審議会に諮問のあった「議員の年収を 800 万円にするために、議員の報酬を月額 50 万円とすること及び期末手当を年間 200 万円とすること」について、同日審議を行った。

当審議会としては、委員から出された意見を踏まえ、別記のとおり答申する。



## 記

今回の諮問内容は、前回（平成 28 年 2 月）の諮問と同じ内容であった。

委員からは、

○800 万円という金額の根拠について、何を比較して妥当と判断できるのか、これまでの審議会の判断基準である上級職員の給与改定率等で判断できるものではない。

○政治ボランティア化という発想自体が価値観の問題であり、800 万という市民並み給与に削減することについて、議員自ら削減をすることはいいが、この審議会でその削減を恒久化することは違うのではないか。

○4 月に統一地方選挙があり、議員定数が 7 減り、75 名から 68 名になる。新しく選ばれた 68 名の方が、今後どうするのかを決めることになるのであれば、その前段で審議会にて 800 万円の恒久化の議論をすることはそぐわないのではないか。

などとする意見が出された。

また、諮問では、民意による成案を得るための手続きをとることなく引き上げたことに対して、議会自らが、しっかりと市民の理解と納得を得て決めていかなければならず、政治をするものはパブリックサーバントとして市民並み給与でやるべきという説明を市長から受け、諮問内容が先回と同様に、市長の強い政治信念に基づいていることが示された。

したがって、「職員の給与改定の状況や規模の類する他の政令指定都市等の議員の報酬額との均衡等を考慮する」といった当審議会の判断基準にそぐわず、求められている役割を超えるものであることから、今回の諮問内容については、先回と同様に、当審議会の審議になじむものではないため、その意味で諮問内容が妥当であると申し述べることはできないとの結論に達した。